



## 2. 風致地区

名 称	所 在 地
松山広域都市計画区域 梅津寺風致地区	高浜町一丁目～六丁目、新浜町、石風呂町、梅津寺町の地内
松山広域都市計画区域 港山風致地区	港山町の地内
松山広域都市計画区域 大峰台風致地区	南江戸五・六丁目、朝日ヶ丘一丁目、朝美一丁目の地内
松山広域都市計画区域 岩子山風致地区	北斎院町、南斎院町、別府町の地内
松山広域都市計画区域 城北風致地区	御幸一丁目及び祝谷西町の地内
松山広域都市計画区域 石手寺風致地区	石手二・三丁目、常光寺町、桜谷町、道後湯月町、道後姫塚の地内
松山広域都市計画区域 日尾八幡神社風致地区	鷹子町、南久米町、北久米町、畠寺町の地内
松山広域都市計画区域 星岡風致地区	星岡町、北久米町、東石井三・四丁目、天山町、福音寺町の地内
松山広域都市計画区域 祝谷風致地区	祝谷東町の地内
松山広域都市計画区域 城山風致地区	若草町、丸之内、一番町三・四丁目、大街道三丁目、平和通三・四丁目、堀之内の地内
松山広域都市計画区域 弁天山風致地区	北吉田町、北斎院町、南斎院町、高岡町、別府町の地内
松山広域都市計画区域 恵良風致地区	下難波、中通、上難波の地内
松山広域都市計画区域 国津風致地区	八反地の地内

# VII その他屋外広告に関するこ

## 1. 広告物活用地区

活力ある街並みを維持する上で、広告物が必要な役割を果たしている地域又は場所を「**広告物活用地区**」として指定しています。(P 36 参照)  
地区内で広告物等を表示する場合、市長の確認を受ける必要があります。

広告物活用地区の名称	指定区域
松山中央商店街	市道一番町立花線、南北 25 号線及び東西 41 号線のうち アーケード設置区域に面した沿道地区

## 2. 景観保全型広告整備地区

良好な景観を保全するため広告物等の整備を図ることが特に必要な区域を

「**景観保全型広告整備地区**」として指定しています。(P 39 参照)

地区内で広告物等を表示しようとする場合、市の定めた基本方針に適合するよう努めてください。

景観保全型広告整備地区の名称	指定地区
熟田津の道沿道地区	道後湯之町及び道後喜多町の各一部

## 3. 違反屋外広告物追放登録員（簡易除却ボランティア）

市民の皆さんと協力して美しい街並みや景観を保つため、屋外広告物法で定める簡易除却の対象となる**市内のはり紙などの違反屋外広告物除却活動**をしていただける違反屋外広告物追放登録員を募集しています。

募集内容	
認定期間	<b>2年間</b>
対象	<b>18歳以上</b> の人で構成される <b>2名以上</b> の団体及びグループ
その他	様式は市のHPからダウンロードできます。 認定には講習を受講していただき、受講後は <b>身分証明書</b> を交付します。 <b>作業道具</b> は市から貸与します。



## ① 申請や届出は郵送でも可能ですか

- 許可申請や各種届出は窓口への持参に加え、郵送でも受付しています。  
また、許可証の受取や屋外広告業登録の通知書の受取を郵送で希望する場合は、  
申請書と一緒に返信用封筒（切手を貼って宛先を記入したもの）を提出してください。

## ② 屋外広告物許可申請書などの提出書類はすべて1部でよいですか

- 許可申請・更新申請・変更申請の際の各申請書と図面などの添付資料は正副2部必要です。  
その他の書類（完了届出書、屋外広告業登録申請書など）は1部ずつ提出してください。

## ③ 会社の代表者（または所在地）が変更になりましたが、届出は必要でしょうか

- 許可を受けて広告物を表示している場合、会社の名称や所在地、代表者の変更があった際は  
変更届の提出が必要です。（詳しくはP26参照）  
また、屋外広告業の登録を受けている場合も変更届の提出が必要です。（詳しくはP29参照）

## ④ 屋外広告業の登録の際、略歴書が必要な役員とは

- 「執行する社員、取締役、執行役」などです。監査役は含みません。

## ⑤ 松山市内に営業所がなくても、屋外広告業の登録はできますか

### また、屋外広告業の申請の際、市外の営業所も記入する必要がありますか

- 営業所が市外であっても、松山市内で営業を行うことはできます。  
申請の際は、松山市内で営業を行うすべての営業所を記入してください。  
松山市内で営業をしない営業所については、記入する必要はありません。

## ⑥ 一つの物件に複数の広告物を表示するとき、自社の広告物のみでは管理者不要の サイズの場合、管理者の設置は必要ですか

- 管理者設置の基準は広告物等全体の表示面積・高さで判断しますので、自社のみ  
では小規模であっても全体で基準を超えていれば管理者を置く必要があります。

## ⑦ 既に許可を受けて表示している広告物について、表示内容は変更せず、照明装置のみ 追加する場合、変更申請は必要ですか

- 照明装置を追加するだけでも、広告物の表示方法が変わるために申請が必要です。  
なお、変更申請の際、別途申請手数料が必要です。

MEMO

---

---